



栃木県公報

令和 2 (2020) 年
3 月 17 日 (火)
第 88 号

目 次 告 示

- 栃木県土地利用基本計画の一部変更..... 227
- 栃木県一般会計補正予算等..... 228
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... 233
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 233
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 233
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 234
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 234
- 生活保護法による指定医療機関の指定辞退..... 234
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 234
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更..... 235
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 235
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 236
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 236
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 237
- 同..... 237
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定に係る変更..... 237
- 同..... 238
- 知事指定薬物の指定の失効..... 238
- 家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項の規定による命令..... 239
- 家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項の規定による命令..... 243
- 道路の区域の変更..... 244
- 道路の供用開始..... 244
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定..... 245
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援
法人の指定..... 245

公 告

- 土地改良区役員の退任..... 245

選挙管理委員会

- 平成31年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要
旨の訂正の公表..... 246
- 選挙権を有する者の 3 分の 1 及び 50 分の 1 の数等の告示..... 246

告 示

栃木県告示第139号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定に基づく栃木県土地利用基本計画の計画図の一部について、令和 2 (2020) 年 3 月 9 日をもって変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規

定により公表する。

なお、計画図については、その記載を省略し、栃木県総合政策部地域振興課において一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一
(地域振興課)

栃木県告示第140号

令和元年度栃木県一般会計補正予算(第7号)等については、令和2(2020)年3月9日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

1 令和元年度栃木県一般会計補正予算(第7号)

今回の補正予算は、国の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に呼応し、河川の改良復旧事業をはじめとする公共事業の速やかな執行を図るとともに、県立学校の高速通信ネットワークの整備や「とちぎ創生15戦略」に位置付けた地方創生に向けた取組等を推進することとした。

また、歳入歳出について現段階における見込みにより精査を行い、今後の財政運営の安定に資するため、財政調整基金の涵養を図るとともに、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金への積立等を行うこととして編成したものである。

補正予算の総額は、27億4,952万円の増額となり、既定予算が8,702億6,892万円であったので、補正後の予算総額は、8,730億1,844万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	254,000,000	△ 8,000,000	246,000,000
2 地方消費税清算金	77,603,000	△ 2,348,000	75,255,000
3 地方譲与税	36,365,000	△ 1,700,000	34,665,000
4 地方特例交付金	3,100,000	139,383	3,239,383
5 地方交付税	127,377,363	340,000	127,717,363
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	2,725,063	△ 118,211	2,606,852
8 使用料及び手数料	10,988,120		10,988,120
9 国庫支出金	124,665,099	8,681,851	133,346,950
10 財産収入	1,552,650	△ 254,363	1,298,287
11 寄附金	191,080	32,577	223,657
12 繰入金	26,195,716	△ 4,271,714	21,924,002
13 繰越金	1,991,000	2,467,264	4,458,264
14 諸収入	76,456,829	△ 4,011,267	72,445,562
15 県債	126,458,000	11,792,000	138,250,000
合 計	870,268,920	2,749,520	873,018,440

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,544,084	△ 42,644	1,501,440
2 総務費	34,878,378	1,243,143	36,121,521
3 民生費	112,791,854	△ 5,763,529	107,028,325
4 衛生費	57,320,969	△ 434,057	56,886,912
5 労働費	2,481,990	△ 534,382	1,947,608
6 農林水産業費	39,070,216	771,687	39,841,903
7 商工費	60,503,759	19,263	60,523,022
8 土木費	94,369,786	20,297,893	114,667,679
9 警察費	44,654,467	△ 818,434	43,836,033
10 教育費	187,789,955	△ 2,577,891	185,212,064
11 災害復旧費	50,601,743	△ 3,422,432	47,179,311
12 公債費	104,034,399	△ 3,332,097	100,702,302
13 諸支出金	79,727,320	△ 2,657,000	77,070,320
14 予備費	500,000		500,000
合計	870,268,920	2,749,520	873,018,440

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	201,781,741	△ 1,674,000	200,107,741
2 公共事業費	57,771,721	24,380,719	82,152,440
3 建設事業費	74,299,814	△ 1,786,457	72,513,357
4 公債償還費	104,034,399	△ 3,332,097	100,702,302
5 主要義務費	129,318,458	△ 800,653	128,517,805
6 税交付金等	79,727,320	△ 2,657,000	77,070,320
7 一般行政費	85,267,442	△ 3,156,225	82,111,217
8 受託事務費	2,514,225	△ 776,188	1,738,037
9 県単補助金	15,387,133	△ 940,568	14,446,565
10 県単貸付金	61,996,300	△ 871,463	61,124,837
11 災害復旧費	50,584,836	△ 5,718,480	44,866,356
12 直轄事業負担金	7,585,531	81,932	7,667,463
合計	870,268,920	2,749,520	873,018,440

(4) 主な事業の内容

- ・職員費 △ 1,674百万円
- ・退職手当 △ 1,055百万円

・公債償還費	△ 3,332百万円
・基金積立金	4,007百万円
・公共事業費	24,381百万円
・建設事業費	△ 1,786百万円
・災害復旧費	△ 5,718百万円
・直轄事業負担金	82百万円 など

2 令和元年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、保険給付費等交付金の減等に伴うものであり、補正予算の額は23億7,862万円の減額となり、既定予算が1,836億886万円であったので、補正後の予算総額は、1,812億3,024万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	62,436,109		62,436,109
2 国庫支出金	52,981,929	△ 4,952,499	48,029,430
3 財産収入	1,004		1,004
4 繰入金	12,706,725		12,706,725
5 繰越金		1,633,992	1,633,992
6 諸収入	55,483,093	939,887	56,422,980
合 計	183,608,860	△ 2,378,620	181,230,240

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 国民健康保険事業費	183,608,860	△ 2,378,620	181,230,240
合 計	183,608,860	△ 2,378,620	181,230,240

3 令和元年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、とちぎ未来チャレンジファンドの未使用運用益の返還に伴うものであり、補正予算の額は1,116万円の増額となり、既定予算が2億1,720万円であったので、補正後の予算総額は、2億2,836万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	6		6
2 繰越金	140,546		140,546
3 諸収入	76,648	11,160	87,808
合 計	217,200	11,160	228,360

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)

1	小規模企業者等資金貸付事業費	163,524	11,160	174,684
2	公債費	53,676		53,676
	合計	217,200	11,160	228,360

4 令和元年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、流域下水道建設事業等の減に伴うものであり、補正予算の額は3,775万円の減額となり、既定予算が70億8,723万円であったので、補正後の予算総額は、70億4,948万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	3,330,293	△8,993	3,321,300
2 使用料及び手数料	3,846		3,846
3 国庫支出金	915,960	△9,244	906,716
4 繰入金	1,054,397	△12,048	1,042,349
5 繰越金	447,731		447,731
6 諸収入	1,027,665	△965	1,026,700
7 県債	302,900	△6,500	296,400
8 財産収入	4,438		4,438
合計	7,087,230	△37,750	7,049,480

(2) 歳出 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 流域下水道事業費	6,020,944	△28,102	5,992,842
2 公債費	1,066,286	△9,648	1,056,638
合計	7,087,230	△37,750	7,049,480

5 令和元年度栃木県病院事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、業務量の変更等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,822,000	△42,000	2,780,000	2,748,000	53,000	2,801,000
資本的収支	212,000		212,000	303,000		303,000
計	3,034,000	△42,000	2,992,000	3,051,000	53,000	3,104,000

6 令和元年度栃木県電気事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、建設改良費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入	支 出
----	-----	-----

	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,257,000	△27,470	2,229,530	2,154,000	△41,050	2,112,950
資本的収支	351,000		351,000	883,000	102,450	985,450
計	2,608,000	△27,470	2,580,530	3,037,000	61,400	3,098,400

7 令和元年度栃木県水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、受託事業費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,157,000	△90,540	2,066,460	2,017,000	△107,290	1,909,710
資本的収支	1,000		1,000	1,044,000		1,044,000
計	2,158,000	△90,540	2,067,460	3,061,000	△107,290	2,953,710

8 令和元年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、受託事業費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	850,000	△33,060	816,940	771,000	7,550	778,550
資本的収支	10,000		10,000	179,000		179,000
計	860,000	△33,060	826,940	950,000	7,550	957,550

9 令和元年度栃木県用地造成事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、企業債繰上償還等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,114,000	△206,580	1,907,420	1,948,000	△154,420	1,793,580
資本的収支	1,751,000	△390,000	1,361,000	2,525,000	△522,840	2,002,160
計	3,865,000	△569,580	3,268,420	4,473,000	△677,260	3,795,740

10 令和元年度栃木県施設管理事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、職員給与費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	406,000	44,020	450,020	355,000	46,140	401,140
資本的収支	33,000		33,000	94,000		94,000
計	439,000	44,020	483,020	449,000	46,140	495,140

(財政課)

栃木県告示第141号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消したので告示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社ビータム・ウジエ	さくら市富野岡10-1	令和2(2020)年2月29日

(税務課)

栃木県告示第142号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和元(2019)年12月2日	ソフィアホームケアクリニック	小山市土塔175-24
令和2(2020)年3月1日	ゆりなメディカルパーク	下都賀郡野木町丸林662-3
令和2(2020)年3月1日	薬局くすりのひろば	下野市薬師寺2866-5
令和2(2020)年3月1日	カワチ薬局おもちゃのまち店	下都賀郡壬生町緑町2-15-15

栃木県告示第143号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和2 (2020)年 2月10日	海老沼 寛	-	A B 整骨院	佐野市富岡町1542-4
令和2 (2020)年 2月12日	江田 昭弘	-	しあわせはり・ きゅう院	下都賀郡野木町友沼6093

栃木県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和2(2020)年2月15日	セイムス上三川薬局 (上三川薬局)	河内郡上三川町上蒲生2200

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第145号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和元(2019)年12月1日	ソフィアホームケアクリニック	小山市土塔222-14-10
令和元(2019)年12月14日	柄沢医院	那須郡那須町高久甲2398-8

栃木県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

辞退年月日	名称	所在地
令和元(2019)年12月31日	なでしこ薬局	大田原市中田原1141-4

(保健福祉課)

栃木県告示第147号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を

したので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

令和2（2020）年3月17日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
薬局くすりのひろば	下野市薬師寺2866-5	株式会社フレンド	令和2（2020）年 3月1日
カワチ薬局おもちゃの まち店	下都賀郡壬生町緑町2-15- 15	株式会社カワチ薬品	令和2（2020）年 3月1日
ファルマシアなかじま	下都賀郡野木町丸林662-20	渡邊 裕子	令和2（2020）年 3月1日

栃木県告示第148号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

令和2（2020）年3月17日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
セイムス上三川薬局 (上三川薬局)	河内郡上三川町上蒲生2200	株式会社富士薬品	令和2（2020）年 2月15日

※表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第149号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

令和2（2020）年3月17日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
ゆりなメディカルパーク	下都賀郡野木町丸林662-3	三橋 梅八	令和2（2020）年 3月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
おおき調剤薬局	宇都宮市大寛2-2-1	株式会社エルティー	令和2（2020）年 2月13日
ピノキオ薬局鶴田店	宇都宮市鶴田町1295-3	株式会社ピノキオ薬局	令和2（2020）年 3月1日
薬局くすりのひろば	下野市薬師寺2866-5	株式会社フレンド	令和2（2020）年 3月1日
カワチ薬局おもちゃの まち店	下都賀郡壬生町緑町2-15- 15	株式会社カワチ薬品	令和2（2020）年 3月1日

ファルマシアなかじま	下都賀郡野木町丸林662-20	渡邊 裕子	令和2(2020)年 3月1日
------------	-----------------	-------	--------------------

3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護あかり	宇都宮市駒生町1163	株式会社灯の台地	令和2(2020)年 2月21日

栃木県告示第150号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
インターパーク倉持呼吸器内科 (インターパーク倉持呼吸器ペインクリニック内科)	宇都宮市中島町765-1	倉持 仁	令和2(2020)年 3月1日
ソフィアホームケアクリニック	小山市土塔175-24 (小山市土塔222-14)	医療法人真心	令和2(2020)年 2月14日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
セイムスおかもと薬局 (おかもと薬局)	宇都宮市下岡本町4074-2	株式会社富士薬品	令和2(2020)年 2月15日
セイムス下栗薬局 (下栗薬局)	宇都宮市下栗1-21-13	株式会社富士薬品	令和2(2020)年 2月15日
セイムス上三川薬局 (上三川薬局)	河内郡上三川町上蒲生2200	株式会社富士薬品	令和2(2020)年 2月15日

※表中の()内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第151号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	事 業 者		事 業 所		登 録 日 年 月 日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住 所 又 は 主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		

092700009	特定非営利活動法人アグネス会	下野市小金井1224-1	障がい福祉サービス事業所 くわくわ	下野市小金井1224-1	令和2(2020)年3月5日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引
-----------	----------------	--------------	-------------------	--------------	----------------	----------------------------------

栃木県告示第152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指年月日	自立支援医療の種類
カワチ薬局 おもちゃのまち店	壬生町緑町2-15-15	株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二	令和2(2020)年3月1日	精神通院医療
ピノキオ薬局 鶴田店	宇都宮市鶴田町1295-3	株式会社ピノキオ薬局 代表取締役 田中 友和	令和2(2020)年3月1日	精神通院医療
訪問看護ステーション あやめ小山	小山市城北5-2-21 メゾングリーンモールII 1-C	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和2(2020)年3月1日	精神通院医療
訪問看護ステーション あやめ真岡	真岡市並木町3-28-3	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和2(2020)年3月1日	精神通院医療
アウル訪問看護ステーション	日光市並木町6 センチュリー 21 203号	株式会社黒たまごジャパン 代表取締役 杭田 岳彦	令和2(2020)年3月1日	精神通院医療
訪問看護ステーション とことこ	足利市山下町876-2	株式会社ライカ 代表取締役 齋藤 季子	令和2(2020)年3月1日	精神通院医療

栃木県告示第153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	指年月日	自立支援医療の種類
だるま薬局 氏家北店	さくら市氏家3390-6	有限会社だるま薬局 取締役 佐藤 健太郎	令和2(2020)年3月1日	育成医療及び更生医療

栃木県告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
セイムス下栗薬局 (下栗薬局)	宇都宮市下栗1-21-13	株式会社富士薬品 代表取締役 高柳 昌幸	令和2 (2020)年 2月15日	精神通院医療
セイムス上三川薬局 (上三川薬局)	上三川町上蒲生2200	株式会社富士薬品 代表取締役 高柳 昌幸	令和2 (2020)年 2月15日	精神通院医療
セイムスおかもと薬局 (おかもと薬局)	宇都宮市下岡本町 4074-2	株式会社富士薬品 代表取締役 高柳 昌幸	令和2 (2020)年 2月15日	精神通院医療

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第155号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
セイムス上三川薬局 (上三川薬局)	上三川町上蒲生2200	株式会社富士薬品 代表取締役 高柳 昌幸	令和2 (2020)年 2月15日	育成医療及び更生医療

※表中の()内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第156号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

1 指定の失効した知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-1-アセチル-N, N-ジエチル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド（通称名ALD-52、1-Acetyl-LSD）及びその塩類
- (2) 1-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ペンタン-1-オン（通称名N-Butylpentylone）及びその塩類

2 指定の失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 指定の失効の日

令和2(2020)年3月9日

(薬務課)

栃木県告示第157号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 実施の目的
ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
 - (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
 - (1) 予備的抗体検出法(スクリーニング法)
 - (2) 遺伝子検査(リアルタイムPCR検査)
 - (3) 疫学的検査
 - (4) 臨床検査
 - (5) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域		期 間
鹿沼市	みなみ町	令和2(2020)年4月1日から 令和3(2021)年3月31日まで
市貝町	刈生田、羽仏、続谷、田野辺	
栃木市	藤岡町緑川、藤岡町大前、都賀町家中	
下野市	中大領、下長田、石橋、上台	
大田原市	狭原、小船渡、蛭畑、蛭田	
那須塩原市	青木	
那須烏山市	小木須	
那須町	箕沢	
那珂川町	北向田	

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

- 1 実施の目的
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
 - (1) ブルセラ病
 - ア 急速凝集反応法
 - イ 酵素免疫測定法(エライザ法)

- ウ 剖検、病理組織検査及び細菌検査（ブルセラ病の疑似患畜について行う。）
- エ 疫学的検査
- オ 臨床検査
- カ その他必要な検査

(2) 結核病

- ア ツベルクリン検査（皮内注射法）
- イ 剖検、病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査（結核病の疑似患畜について行う。）
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

(3) ヨーネ病

- ア 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
- イ 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- ウ 疫学的検査
- エ 臨床検査
- オ その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和2(2020)年4月1日から 令和3(2021)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

Ⅲ

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
- (2) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- (3) 疫学的検査
- (4) 臨床検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域		期 間
宇都宮市	上金井町、福岡町、上横倉町、上欠町、新里町丁、石那田町、大網町	令和2(2020)年4月1日から 令和3(2021)年3月31日まで
鹿沼市	池ノ森、椋山町	
日光市	横川	
市貝町	刈生田、羽仏、杉山、見上	
栃木市	藤岡町富吉、都賀町升塚	
下野市	下長田	

那 須 町	全域（高久甲、高久乙、高久丙（大島1152、1977-1を除く。）を除く。）
-------	----------------------------------------

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IV

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
- (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
- (2) ヨーニン検査
- (3) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- (4) 疫学的検査
- (5) 臨床検査
- (6) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	令和2（2020）年4月1日から 令和3（2021）年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

V

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であつて、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

酵素免疫測定法（エライザ法）

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	令和2（2020）年4月1日から 令和3（2021）年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VI

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

3 検査の方法

- (1) 血清学的検査(中和試験)
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	原則として、令和2(2020)年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VII

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 対象となる家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(2) 範囲

県内において、前号の家畜を合わせて100羽以上又はだちょうを10羽以上飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が選定した農場

3 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 酵素免疫測定法(エライザ法)
- (3) 血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応)
- (4) ウイルス分離検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和2(2020)年4月1日から 令和3(2021)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VIII

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症(サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムであるものであって、生物型がプローラムに限る。))発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第2条第3項の規定による種鶏業者が飼育している鶏

3 検査の方法

- (1) 急速凝集反応法
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和2(2020)年4月1日から 令和3(2021)年3月31日まで

- 5 その他
 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IX

- 1 実施の目的
 腐蛆病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施区域内に飼育されている蜜蜂であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂
- 3 検査の方法
- (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂粉乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	令和2（2020）年4月1日から 令和3（2021）年3月31日まで

- 5 その他
 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

栃木県告示第158号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2（2020）年3月17日

栃木県知事 福田 富 一

I

- 1 実施の目的
 豚熱の発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 県内で飼育されている豚及びいのししであって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
- 3 注射の方法
 皮下又は筋肉内注射
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県 内 全 域	令和2（2020）年4月1日から 令和3（2021）年3月31日まで

- 5 その他
 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

- 1 実施の目的
 牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
 - (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
 - (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 注射の方法

筋肉内注射

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和2(2020)年4月1日から 令和3(2021)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

(畜産振興課)

栃木県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年3月17日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小川大金停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
233	前	那須烏山市田野倉159-1から 那須烏山市田野倉159-5まで	9.1~9.1	40.0	
	後A	那須烏山市田野倉159-1から 那須烏山市田野倉159-5まで	9.1~9.1	40.0	
	後B	那須烏山市田野倉159-1から 那須烏山市田野倉122-1まで	8.5~12.2	120.0	
233	前	那須烏山市田野倉170-5から 那須烏山市田野倉184-7まで	10.0~21.6	95.0	
	後A	那須烏山市田野倉170-5から 那須烏山市田野倉184-7まで	10.0~21.6	95.0	
	後B	那須烏山市田野倉170-5から 那須烏山市田野倉190-1まで	10.0~14.3	147.2	

栃木県告示第160号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年3月17日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
218	一般県道 名草小俣線	足利市小俣町1728-71から 足利市小俣町363-4まで	令和2(2020)年 3月22日14時
294	主要地方道	足利市小俣町369-1から	令和2(2020)年

桐生岩舟線 足利市小俣町359-1まで

3月22日14時

栃木県告示第161号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路線名	区 間
県 道	烏山停車場線	那須烏山市中央二丁目字仲町82番1から 那須烏山市中央二丁目字泉1697番1までの上り線
		那須烏山市中央二丁目字仲町84番1から 那須烏山市中央二丁目字泉1653番6までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第162号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
ホームネット株式会社	東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー	東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー	令和2(2020)年3月10日
一般社団法人家財整理相談窓口	東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー	東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー	令和2(2020)年3月10日

(住宅課)

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2(2020)年3月17日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
荒川南部土地改良区	理 事	齋藤 正好		那須烏山市小埜313	令和元 (2019). 9.6	

(農地整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定による平成 31 年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正願が提出されたので、同法第 192 条第 1 項の規定に基づく平成 31 年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（令和元年 11 月 26 日栃木県選挙管理委員会告示第 31 号）の一部を次のとおり訂正する。

令和 2 (2020) 年 3 月 17 日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

候補者金子武蔵の第 1 回報告分の収支報告書の要旨のうち

「〔収入〕」中

「自由民主党栃木県第五選挙区支部	政党	100,000」を除き、
「今回計		1,711,870」を
「今回計		1,611,870」に、
「総計		1,711,870」を
「総計		1,611,870」に改める。

候補者金子武蔵の第 2 回報告分の収支報告書の要旨のうち

「〔収入〕」中

「前回計		1,711,870
総計		1,711,870」を
「前回計		1,611,870
総計		1,611,870」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1、当該総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

令和 2 (2020) 年 3 月 17 日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
32,699 人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
304,368 人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
142,521 人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

足 利 市 選 挙 区	41,059 人
栃 木 市 選 挙 区	44,562 人
佐 野 市 選 挙 区	32,989 人
鹿 沼 市 選 挙 区	27,221 人
日 光 市 選 挙 区	23,508 人

小山市・野木町選挙区	52,328人
真岡市選挙区	21,508人
大田原市選挙区	19,823人
矢板市選挙区	9,134人
那須塩原市・那須町選挙区	39,669人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,640人
那須烏山市・那珂川町選挙区	12,275人
下野市選挙区	16,717人
芳賀郡選挙区	17,907人
壬生町選挙区	10,937人
